

第4章 個別関係（個別監査項目1～30）

第1 共通事項

以下の事項については、学校園共通なので、まとめて記載する。

1 小・中学校において、給食費の管理は適正か（個別監査項目2）。

学校給食事務の手引（平成23年4月）においては、給食の会計管理事務について、同一人が収納、支出等の係を兼ねるようなことは避けるとされている。

小・中学校を往査したところ、収納は教頭や事務職員が行い、支出は栄養士が行っていた。

一部の小学校で、教頭の指示を受けて栄養士が収納を行っているケースがあったが、特に上記手引に違反している事例はなかった。

2 保護者負担金（給食費を除く。）の徴収は適正か（個別監査項目3）。

保護者負担金とは、学校（幼稚園、小・中学校）においては校納金と学校指定物品、保育園においては保護者会費、用品代等のことである（以下、同じ。）。

この点、幼稚園、小・中学校においては、校納金等取扱手引において、一応のルールが決められているが、市立保育園の保護者会費については特段のルールは存在しない。

（指摘37）

市立保育園の保護者会費においても、保育園が保護者会費の徴収と管理を行っているところが多く見られたので、保育園と無関係とはいえ、徴収と管理が適正になされているかは、保育園のガバナンスとリスク管理の観点、さらには、保育の安定的かつ持続的な実施の観点からは、重要な問題であると考えるので、保育園の保護者会費に関する関与についても校納金等取扱手引において、ルールを設けるべきである。

3 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか（個別監査項目5）。

保護者負担金や校納金等の納品書、請求書、領収書を査閲したところ、宛名、日付、業者の社印がないものがあった。

（意見85）

そもそも納品書は、学校園が発注したものが正確に納品されているか検収、確認するものである。

宛名がない、業者印がない、日付がないといった納品書は、本当に納品があったのか、違う物品が納品されたのではと疑われる可能性がある。過去岡山市でも、市が発注したものを個人的に使用して刑事事件になった事件は記憶に新しい所である。

請求書は、納品された物品の支払金額が正しいか確認するものである。宛名がない、業者印がない、日付がないといった請求書は、請求金額が正しくない、すなわち過大請求されているのではないかと、支払いに充てずプールしているのではと疑われる可能性がある。

領収書は、確実に支払ったことを支払先が証明するものである。宛名がない、業者印がない、日付がないといった領収書は、業者は支払いを受けていないのではないかと疑われる可能性がある。

以上のとおり、納品書、請求書、領収書は入手する目的がそれぞれ異なるものであり、宛名、業者名と業者印、日付、但し書きなどの形式がある正規の納品書、請求書、領収書を入手することは当然であり、極めて重要である。

したがって、本市の学校園では、上記の形式を備えていない納品書、請求書、領収書は受け取らないように指導を徹底すべきである。

4 現金の収入と管理方法は適正か（個別監査項目6）。

現金の管理については、校納金等取扱手引に、「金庫又は耐火書庫等に保管」と記載されているが、鍵付きロッカーについての具体的な記載はない。

（指摘38）

現金等の亡失等のリスクの観点からは、鍵がかかる所で現金等を保管することが重要なので、校納金等取扱手引においては、金庫等が鍵付きであること及び日常的に鍵をかけておくことを要求すべきである。

5 保護者負担金の用品代について、学校園がリベートを受け取っている場合、その処理は適正か（個別監査項目7）。

校納金等取扱手引において、学校徴収金の会計処理として、「手数料、寄附など名目のいかんにかかわらず、学校徴収金に益金を受け入れることのないよう注意する。したがって、益金が生じる取引を学校が主体となって行うことがないよう注意する。」と規定されている。

この点について、監査を行ったところ、学校がリベートを受け取っているところはなかった。

また、市立保育園についても、リベートを受け取っているところはなかった。

- 6 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか（個別監査項目 9）。

校納金等取扱手引は学校（岡山市立小・中学校及び幼稚園）を対象とするものであるが，学校が PTA 会費等を集金する場合は，権利義務の帰属主体を明確にしておくとともに，その金額の取扱いに当たって委任（責任）関係を明確にしておく必要があるとされている。

加えて，校納金等取扱手引においては，「岡山市立〇〇小学校 PTA 事務等委任契約書」と「委任状」のひな形を参考資料として添付している。

（指摘39）

市立幼稚園，小・中学校において，学校が PTA 会費を徴収，管理している場合に，PTA と委任契約書を締結していない学校が多数であった。

このように，ルールを決めたものの，それが守られていないことが通用しているという認識を本市と学校現場が共有して，今後かかることのないよう留意すべきである。

（指摘40）

学校が PTA 会費の徴収等を行っている場合に，委任契約書を締結すべきことは，市立学校に限らず，市立保育園が保護者会費の徴収等を行っている場合も同様である。

- 7 公費で購入すべきものを PTA 会費又は保護者会費で購入していないか（個別監査項目 13）。

往査で確認したところ，市立保育園で保護者会から寄付を受けているケースが見られた。

（意見86）

保護者会から毎年多額の寄付を受けることは，本来，本市が公費で購入すべきものを保護者に負担させるリスクがあり，また，保護者に過度な負担を求めるリスクがある。

保護者会の役割は寄付することではないことは明らかであり，保護者会から高額な寄付を受けないこと，寄付を受けてよいものを明確にすること等の検討が必要である。

- 8 学校において，PTA 組織や購買の教育後援会から会計事務について要請があった場合に，適切な助言を行っているか（個別監査項目 14）。

平成27年6月改訂版の「岡山市立学校校納金等取扱手引」（以下、「新校納金等取扱手引」という。）においては「PTAの会計事務は、任意団体の会計として、その管理や運営に明確なルールと透明性が不可欠である。また、PTA会計の執行に当たっては、適正な会計処理はもちろんのこと、コスト意識をもって効率的に執行することにより、保護者負担の軽減に努めることが必要である。こうしたことから、PTA組織から求めがあった場合には可能な助言を行うこと」とされているが、新校納金等取扱手引にはこの点は触れられていない。

しかし、監査対象年度においても、PTAの会計事務に適正な会計処理が必要であることやPTAから要請があった場合に学校が適切な助言を行うべきことは当然である。

学校において、PTAの財務処理を監査する際に、PTAからの会計事務についての要請の有無等を確認したが、特に具体的な問題点は見当たらなかった。

9 教頭会計等の特別な会計を有していないか（個別監査項目15）。

学校園では、個人や各種団体から祝儀や寄付を受けたり、お祭りなどの参加謝礼を受け取り、公に入金処理できないため教頭会計など特別な会計や預金口座で管理しているケース、現金で管理しているケースがあった。

（指摘41）

公に管理されていない資金が学校園にあることは、事件・事故、不祥事の原因になるリスクがあるし、そもそも入金処理ができない金銭や公務で出席して謝礼を受け取るべきではない。

今後、このような寄付や謝礼は受け取らないよう周知徹底すべきである。

10 学校園において、学校園指定物品について、学校園が代金を徴収、管理していないか（個別監査項目16）。

学校において、校納金等取扱手引においては、「学校指定物品は、児童生徒が個人の所有物として使用するものであり、本来は保護者が販売業者から直接購入、調達すべき性質のものであるが、保護者の利便を図る観点から、あらかじめ各学校が価格の調整や販売業者のあっ旋等を行っているものである。」とされている。

また、同手引においては、学校指定物品は、学校が徴収し、会計を管理している学校徴収金とは別個に位置付けられている。

以上からすれば、学校は、物品の価格の調整や販売業者のあっ旋等を行うだけで、物品の代金の徴収を行うべきではない。

(指摘42)

学校においては、学校指定物品について、学校が保護者から代金を徴収して、それがまとめれば業者に支払っているケースが見受けられたが、かかるやり方だと、保護者が代金を支払われないケースや物品に欠陥があった場合のクレーム対応等に学校が巻き込まれるリスクがある。

校納金等取扱手引においては、学校が物品の代金を徴収すべきではないことを明記すべきである。

(指摘43)

市立保育園においても学校と同様に、物品の購入と保護者から代金の徴収が行われているが、市立保育園が物品の代金を徴収することは学校と同様のリスクがあることを踏まえて、市立保育園が物品販売にどのように関与すべきかのルールを設けるべきである。

11 学校において、学校徴収金の調査研究機関は適正に開催されているか（個別監査項目17）。

校納金等取扱手引においては、学校徴収金の調査研究機関の設置に関し、「学校徴収金の管理や一連の会計処理及び補助教材を含む学用品等の選定等について調査研究する機関（以下「調査研究機関」という。）として、例えば、「〇〇（園、小・中）学校校納金等検討委員会」のような機関を設置し、補助教材を含めた総合的な調査研究を実施することとされている。

なお、この調査研究機関の構成員には保護者代表が参加するものとし、保護者の意見や要望が反映できる組織にするとされている。

12 学校において、修学旅行、学校指定物品の購入等は適正になされているか（個別監査関係18）。

校納金等取扱手引においては、修学旅行検討委員会や学校指定物品選定委員会を開催することになっている。

ただし、修学旅行検討委員会については、「本市においては、校長会が中心となって実施する「連合方式」が主流となっているが、経費、行程等を含め、それぞれの学校の実状に最もふさわしい修学旅行の在り方について調査研究する機関（以下「修学旅行検討委員会」という。）として、例えば、「〇〇（小・中）学校修学旅行検討委員会」を設置し、総合的に調査研究する。」とされており、岡山市連合修学旅行検討委員会が修学旅行計画の策定等を行っているケースがよく見られた。

(意見87)

修学旅行検討委員会については、経費、行程等を含め、それぞれの学校の実状に最もふさわしい修学旅行の在り方について保護者の意見や要望も反映させつつ、調査研究する機関を設置すべきである。

このため、連合方式においても、学校内で保護者の意見等を反映させつつ検討できるよう校納金等取扱手引の表現を明確にすべきである。

(意見88)

修学旅行検討委員会や学校指定物品選定委員会においては、議事録を作成するよう校納金等取扱手引の記載を改めるべきである。

- 13 学校において、補助教材の購入について、一部の業者に片寄らないような配慮がなされているか（個別監査関係19）。

新校納金等取扱手引においては、「補助教材は再販制度に係る図書がほとんどであり、入札等価格競争によって納入業者を決定する必要性は低いと考えられる。しかしながら、納入業者が一部の業者に片寄ることがないよう配慮する必要がある」とされている。

監査対象の平成26年度には、上記手引は作成されていないが、学校が特定の業者に肩入れすることは好ましくないので、かかる点について監査を行った。

(指摘44)

補助教材が一部の業者に片寄ることがないよう特に配慮を行っていない学校も見られたので、一部の業者に片寄ることのないよう十分な配慮を行うべきである。

- 14 備品の管理は適正か（個別監査項目23）。

- (1) 保護者会費で購入した備品

市立保育園において、保護者会費で購入した備品の管理の仕方について、市立保育園では、保護者会からの寄付の申し出があった場合には、保護者会から寄付申込書を提出してもらい、それに基づき、保育・幼児教育課で備品の登録をしており、備品については園で管理し、台帳については岡山市財務会計システムで管理をしている。

- (2) 備品の棚卸し

市立保育園においては、毎年8月に備品台帳に基づき、備品の状況を確認している園と購入時しか確認していない園があった。

(指摘45)

備品は本市の財産であることを再確認し、毎年備品の棚卸しをするよう徹底すべきである。

15 消耗品の管理は適切か(個別監査項目24)。

一部の学校園においては、消耗品の台帳が作成されていなかった。

消耗品といえども、市民の税金で購入したものであるので、管理を行うべきである。

(指摘46)

学校園においては、消耗品を適正に購入・使用するため、台帳を作成すべきである。

16 郵券の管理は適正か(個別監査項目25)。

一部の学校園においては、使用ごとに残数の記載がなく、残数管理が困難になっていた。

(指摘47)

学校園においては、残数を記載できる書式を作って、郵券の残数管理を行うべきである。

17 情報管理は適正か(個別監査項目28)。

情報管理に関しては、岡山市情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産の管理が行われているところ、学校園の現場においては、サイバー攻撃といった外部の侵入、不正アクセス等のもとより、内部不正等の意図的な要因による情報資産の漏えい等のリスクに対応する必要がある。

特に、児童、生徒、さらには保護者に関する情報が漏洩すると、国家賠償訴訟の提起はもとより、市民の学校園に対する信頼が失われてしまうという重大なリスクにつながる。

加えて、かかる漏洩のリスクがある情報には、当然のことながら、財務に関する情報も含まれる。

かかる視点からは、職員等による私物のパソコンの持ち込み等のリスクに留意する必要があるが、学校園においては、かかるリスクよりも、USBメモリ等の可搬外部記録媒体による情報資産の漏洩のリスクの方がより現実的で可能性が高いと考えられる。

USBメモリについては、岡山市情報セキュリティポリシーに、次のとおり記載されている。

USBメモリ等の可搬外部記録媒体（以下「USBメモリ等」という。）は、情報資産の漏洩等の危険性を増大させるものであるため、その利用は、事務事業の執行のために必要最小限度の範囲に限定する。

USBメモリ等の利用を必要とする組織の情報管理者は、利用目的、利用方法、管理方法を明記した利用許可申請書を、当該USBメモリ等を利用するパソコン等のネットワークを管理する情報システム管理者（全庁ネットワーク管理者等）に提出しなければならない。

（指摘48）

学校園を往査したところ、一部の学校園で、色やデザインから明らかに個人のものと考えられるメモリが多数パソコンに接続されている状態にあった。

また、USBメモリの使用に関しては、利用許可申請書を作成しておらず、いつ誰が何の目的で何回使用したかなど全く不明な学校園もあった。

また、USBメモリを学校園外に持ち出す際の、持出記録簿についても同様であった。

個人情報流出が問題となっている今日、USBメモリの使用方法を見直し、情報管理を徹底すべきである。

また、一部の学校園で個人情報漏洩のリスクのある裏紙使用の例が見られた。

（意見89）

裏紙の使用については、個人情報保護の観点から、また、情報漏洩のリスクの観点からも注意すべきである。今回の監査でも児童の個人名とアレルギー情報が記載された裏紙が堂々と使用されていた。昨年岡山市包括外部監査でも多数の個人情報が記載された裏紙が使用されていることが確認され、監査人が厳しく指摘したところであり、すべての学校園で個人情報漏洩のリスクがないことを厳重に確認した上で裏紙の使用を行うよう徹底すべきである。

18 給食調理場における生鮮食品の管理温度は適正か（個別監査項目30）。

給食に関してはさまざまなルールが定められているが、仮に、食中毒等が発生すれば、多額の国家賠償訴訟が提起されるなどの重大なリスクがある。

この点、調理作業記録簿において、調理時間や中心温度についてはルールどおりに記載されていることを監査した。

また、生鮮食品の納入温度に関しては、ルールに定められた温度を超えた食材の物品を受けていれば、購入という財務行為自体が不当なものとなる。

生鮮食品の管理温度については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号別添，最終改正平成25年10月22日付け食安発1022第10号）に次のとおり記載されている。

原材料の納入に際しては調理従業者が必ず立ち合い，検収場で品質，鮮度，品温（納入業者が運搬の際，別添1に従い，適切な温度管理を行っていたかどうかを含む。），異物の混入等につき，点検を行い，その結果を記録すること。

（別添1）

原材料，製品等の保存温度によると，食肉・鯨肉10℃以下，殻付卵10℃以下，生鮮果実・野菜10℃前後，生鮮魚介類（生食用生鮮魚介類を含む。）5℃以下，乳・濃縮乳10℃以下と定められている。

（指摘49）

市立保育園において，10℃を超える生鮮食品を受け入れていたケースがあった。温度測定の徹底と温度管理の徹底を図るべきである。

第2 市立幼稚園（合計10園）

個別監査項目1, 2, 30は除く。

判定欄の×…指摘, △…意見（以下, 同じ。）

1 大元幼稚園

監査項目	判定	摘要
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収, 管理等を行っている場合, PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘50) PTA会費を徴収する主体は幼稚園であるものの, 委任契約書を作成していなかったため, 作成すべきである。
11 学校園がPTA会計又は保護者会会計を管理している場合, 保護者負担金の通帳と銀行印の管理は適正か。	×	(指摘51) PTAの通帳とその他のものが雑然と保管されていた。混同を避けるため, 整理すべきである。
28 情報管理は適正か。	×	(指摘52) 園所有のUSBメモリは使用簿があったものの, 職員個人のUSBメモリもあり, その数や使用状況について園としては把握していなかった。 USBメモリの管理をきちんと行うべきである。
	△	(意見90) 裏紙を使用しており, 個人情報と思われる記載がされた紙があった。 裏紙の使用を厳重にチェックした上で使用するよう徹底すべきである。

2 鹿田幼稚園

監査項目	判定	摘要
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	（指摘53） 牛乳代の返金について、返金時に領収書を受け取らず、後日領収書を持参してもらうようにしていた。 そのため、返金はしたものの、領収書を受領していないケースが何件かあった。 領収書がないと本当に返金したかわからないため、現金の交付と引換えに領収書を受け取るようにすべきである。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	（指摘54） PTA会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

3 吉備東幼稚園

監査項目	判定	摘要
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	（指摘55） PTA会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
16 学校園において、学校園指定物品について、学校園が代金を徴収、管理していないか。	△	（意見91） 新入生の制服を購入する際は、業者が園に来るため、保護者が直接業者から購入するが、編入生がいた場合や、上靴等が新たに必要になったときは、園が代金を徴収して、まとめて業者に支払っていたが、かかる運用はやめるべきである。

4 陵南幼稚園

監査項目	判定	摘要
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘56) PTA 会費を徴収する主体は幼稚園であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。
28 情報管理は適正か。	×	(指摘57) 個人情報 USB メモリに保存し，園長が管理していた。他の職員が使用する場合は，その都度園長に申し出るという方法をとっていたが，USB メモリの数や利用記録簿は不明であったため，利用記録簿を作成すべきである。

5 幡多幼稚園

監査項目	判定	摘要
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘58) PTA 会費を徴収する主体は幼稚園であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。

6 古都幼稚園

監査項目	判定	摘要
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	（指摘59） 領収書と通帳口座の数字が70円分合致していなかった。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	（指摘60） PTA会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

7 千種幼稚園

監査項目	判定	摘要
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	（指摘61） PTA会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

8 江西幼稚園

監査項目	判定	摘要
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	（指摘62） PTA会費を徴収する主体は幼稚園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

9 芳明幼稚園

監査項目	判定	摘要
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘63) PTA 会費を徴収する主体は幼稚園であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。
11 学校園が PTA 会計又は保護者会会計を管理している場合，保護者負担金の通帳と銀行印の管理は適正か。	×	(指摘64) 通帳及び銀行印が耐火書庫内に保管されており，同じ場所で管理されていたため，別々に保管すべきである。

10 御津幼稚園

監査項目	判定	摘要
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	△	(意見92) 平成27年2月17日のシルエット観劇代の不足1円が，保護者会事業会計との間で調整されていた。 少なくとも不足金が生じないようにすべきである。
	△	(意見93) 可能な限り，過不足金が発生しないようにして，仮に発生した場合は，どのような処理にするのかのルールを作って，保護者への説明責任を果たすべきである。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘65) PTA 会費を徴収する主体は幼稚園であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。

第3 市立保育園（合計15園）

個別監査項目1, 2, 14, 17~19, 27は除く。

1 清輝保育園

監査項目	判定	摘要
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	(指摘66) 絵本代などの現金を長時間園で保管しており、通帳で管理すべきである。
8 保護者負担金を、校長、園長等が立て替えていないか。	×	(指摘67) 職員が用品代等を立て替えていたが、かかるやり方はやめるべきである。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘68) 保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

2 南方保育園

監査項目	判定	摘要
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	<p>（指摘69）</p> <p>お米代及び用品会計の平成26年度の金銭出納簿を破棄していた。</p> <p>お米代については、決算書（保護者公表用）と領収書・請求書綴りは残っており、決算書の様式及び領収書等の綴り方、過去及び平成27年度の金銭出納簿から適正に記録されていたと推察されるが、金銭出納簿の整備・保管が必要である。</p> <p>用品会計については、出納をエクセルで管理しており印刷等を行っておらず、エクセルデータを廃棄したため平成26年度の出納簿を確認できなかった。パソコンで管理していたということは第三者が確認していない可能性があり、金銭出納簿の整備・保管が必要である。</p>
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	<p>（指摘70）</p> <p>保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。</p>
13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか。	△	<p>（意見94）</p> <p>平成26年度の寄付（物品）は251,580円（絵本88,120円、人工芝53,460円、プロジェクター110,000円）と高額だった。</p>
23 備品の管理は適正か。	×	<p>（指摘71）</p> <p>備品の棚卸を行っていないため、行うべきである。</p>
24 消耗品の管理は適切か。	×	<p>（指摘72）</p> <p>消耗品の棚卸を行っていないため、行うべきである。</p>

3 牟佐保育園

監査項目	判定	摘要
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	(指摘73) 現金は鍵つきロッカーに保管されていたが、鍵がかかっていなかった。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘74) 保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

4 巖井保育園

監査項目	判定	摘要
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	(指摘75) お米代が現金のまま保管されていたが、通帳で管理すべきである。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘76) 保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか。	△	(意見95) 保護者会からの寄附採納で加湿器(79,999円)があった。 なお、平成24年度は集会用テント(160,000円)が保護者会から寄附されていた。

23 備品の管理は適正か。	×	(指摘77) バッテリーが切れて使用できないデジカメが鍵付き書庫内に保管されていた。
30 給食調理場における生鮮食品の管理温度は適正か。	×	(指摘78) ひきわり納豆が10℃を超える温度で納品されていた。

5 中山保育園

監査項目	判定	摘要
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	(指摘79) 絵本の納品書が引っ越しの荷物移動の際に紛失していた。 また、お米代をいつ徴収したかが分からないとのことであった。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘80) 保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
23 備品の管理は適正か。	×	(指摘81) 平成26年度は、認定こども園に移行するための準備等で忙しく、備品のチェックを行えていなかったため、チェックすべきである。

6 緑保育園

監査項目	判定	摘要
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	<p>（指摘82）</p> <p>用品会計について、進級時期（2月～3月）の領収書・請求書はあるものの、出納簿を作成していなかった。用品会計については、入金と出金を出納簿で記録し保管すること、領収書・請求書・納品書等は整理・保管すること、市の書類を自宅で保管することを止めること、第三者が必ず確認することがそれぞれ必要である。</p>
	×	<p>（指摘83）</p> <p>用品会計について、進級時期以外は出納簿があるものの、領収書・請求書等は保管していなかった。</p>
	×	<p>（指摘84）</p> <p>領収書・請求書等は毎年廃棄しており、監査時（平成27年11月20日）に前任の担当者が廃棄するため自宅で保管していた。</p>
	×	<p>（指摘85）</p> <p>出納簿については、集金状況は確認できるものの業者への支払いは業者名と日付のみで出金は確認できなかった。</p>
5 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか。	×	<p>（指摘86）</p> <p>用品会計の領収書等は廃棄しており、保管していなかった。</p>
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	<p>（指摘87）</p> <p>用品会計の出納は概ね通帳に入出金の内容を記載して管理していたが、記載もれが多く、通帳だけでは内容が確認できない出金があった。</p> <p>預金通帳で管理する以上、預金出納簿を作成すること、領収書を入手することがそれぞれ必要である。</p>

8 保護者負担金を，校長，園長等が立て替えていないか。	×	(指摘88) 米代について，職員が恒常的に立て替えしていた。米代は先に保護者や職員から入金があるため，立て替えをすること自体不可解であり，立て替えは厳に慎むべきである。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘89) 保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。
13 公費で購入すべきものを PTA 会費又は保護者会費で購入していないか。	△	(意見96) 高額な寄付 220,000 円（空気清浄機 8 台×27,500円）を受けていた。
23 備品の管理は適正か。	×	(指摘90) 備品の棚卸しを行っていなかったため，行うべきである。
24 消耗品の管理は適切か。	×	(指摘91) 消耗品の棚卸しを行っていなかったため，行うべきである。

7 野谷保育園

監査項目	判定	摘要
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	(指摘92) お米代等の現金は、通帳で管理すべきである。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘93) 保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
29 学校園の現場におけるガバナンスは機能しているか。	△	(意見97) 日常的なパワハラがあったとのことである。 今後、学校園からパワハラ等の相談を受けた場合には、本市は専門家も交えて早期に介入して解決を図るべきである。

8 御津南保育園

監査項目	判定	摘要
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	(指摘94) 一時保育の領収書に金額の記載がないものがあつた。
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	(指摘95) 現金は、通帳で管理すべきである。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘96) 保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
13 公費で購入すべきものを PTA 会費又は保護者会費で購入していないか。	×	(指摘97) 平成26年度に保護者会から寄附があつたとのことであるが、その採納に関する書面が見当たらなかった。

26 他団体の通帳を管理していないか。	△	(意見98) 使用されなくなった保護者会の通帳が保管されていた。
30 給食調理場における生鮮食品の管理温度は適正か。	×	(指摘98) 牛乳が10℃を越える温度で納品されていた。

9 建部保育園

監査項目	判定	摘要
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	(指摘99) 現金の保管は、鍵付きのロッカーに保管していた。基本的に集金後すぐに業者に支払っているが、年度初めは注文量が多く、最長1か月程度は現金を保管するようになっていた。 また、写真代についても、業者に渡すまで事務機の鍵付きの引き出しに入れていた。 現金で保管せず、通帳で管理すべきである。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘100) 保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか。	△	(意見99) 保護者会から空気清浄機の寄付を受けていた。
30 給食調理場における生鮮食品の管理温度は適正か。	×	(指摘101) 食材納入管理帳簿の記載によると、牛乳15℃、バター12℃、チーズ25℃などがあった。

10 旭東保育園

監査項目	判定	摘要
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	<p>（指摘 102）</p> <p>米代，蟻虫検査代，絵本・用品代について，決算書は作られておらず，監査も受けていなかった。</p> <p>また，保護者への報告も行われていなかった。</p>
5 保護者負担金について，納品書，請求書，領収書等の記載は適正になされているか。	×	<p>（指摘 103）</p> <p>領収書は封筒に入れて束で管理しており，綴られていなかった。</p>
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	<p>（指摘 104）</p> <p>お米代，蟻虫検査代等の現金は，通帳で管理すべきである。</p>
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	<p>（指摘 105）</p> <p>保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。</p>
13 公費で購入すべきものを PTA 会費又は保護者会費で購入していないか。	△	<p>（意見 100）</p> <p>平成 26 年度には保護者会から，ジュータン（12,780 円），カプラ（木板 35,200 円），プロジェクター（77,739 円）等の寄付を受けていた。</p>

11 神下保育園

監査項目	判定	摘要
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	(指摘 106) 現金や通帳を鍵付きのロッカーに保管していた。 また、ロッカー内に保護者会のもの(保護者会費について記帳するノート等)を入れるバッグがあり、その中に、所有者不明の現金が入った財布があった。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 107) 保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか。	△	(意見 101) トイレカバー代を保護者会費から支出していた。
16 学校園において、学校園指定物品について、学校園が代金を徴収、管理していないか。	×	(指摘 108) 用品会計について、保護者会費の通帳と同じ通帳で管理していたが、通帳に入れずに現金のまま業者に支払っていたケースが見られた。 ノートでは管理できているものの、追って検証できないことになりかねないので、通帳に必ず入れるべきである。

12 可知保育園

監査項目	判定	摘要
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	(指摘 109) 給食費, 蟻虫検査代及び職員の給食費等の現金を, 鍵付きロッカーに保管していたが, 現金は通帳で管理すべきである。
	×	(指摘 110) 用品代について, 一度預かった後に業者に渡しており, 預かった後は, 鍵付き書庫に保管しているが, 約2か月間, 現金で保管しているケースがあった。 現金で保管せず, 通帳で管理すべきである。
8 保護者負担金を, 校長, 園長等が立て替えていないか。	×	(指摘 111) 用品代について, 平成26年4月28日に160円立て替えていた。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収, 管理等を行っている場合, PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 112) 保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの, 委任契約書を作成していなかったため, 作成すべきである。
13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか。	△	(意見 102) 鋸(3,373円), 枝鋏(1,316円)及び花鋏(3,352円)の寄附を受けていた。

13 錦保育園

監査項目	判定	摘要
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	(指摘 113) 金庫はなく、鍵のかかるロッカーと机の引き出しに現金を保管していたが、現金は通帳で管理すべきである。ただし、公的支払金と私的支払金とで保管場所を別にし、鍵の保管場所も担当者のみが把握するようにしていた。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 114) 保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
11 学校園が PTA 会計又は保護者会会計を管理している場合、保護者負担金の通帳と銀行印の管理は適正か。	×	(指摘 115) 通帳は、金庫付きロッカー以外の普通のロッカーから出し入れしていた。
28 情報管理は適正か。	△	(意見 103) 賃金請求書をまとめた裏紙に、平成 24 年度の経費支出依頼票及び園児の除去食チェックシート（アレルギー等を防ぐためのもの）が使用されていた。 裏紙の使用を厳重にチェックした上で使用するよう徹底すべきである。

14 彦崎保育園

監査項目	判定	摘要
3 保護者負担金（給食費を除く。）の徴収は適正か。	×	<p>（指摘 116）</p> <p>お米代が年度末精算されていなかった。</p> <p>具体的には平成21年度末393円，平成22年度末1,100円，平成23年度末1,158円，平成24年度末1,914円，平成25年度末3,511円未精算で，次年度に繰り越されていた。</p> <p>平成26年度については残高は残っておらず，適正に処理されていた。</p> <p>年度内に使用する等措置が必要である。</p>
5 保護者負担金について，納品書，請求書，領収書等の記載は適正になされているか。	×	<p>（指摘 117）</p> <p>納品書，請求書に日付の記載がない業者が1社あった。</p>
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	<p>（指摘 118）</p> <p>年度末や年度始めに多額の現金を保管していた。</p> <p>絵本代は，ある程度集金した段階で業者に電話し注文するため，その間鍵付きロッカーに保管していた。</p> <p>また，別室の鍵付きロッカーに職員の懇親会費を保管していた。</p> <p>現金で保管せず，通帳で管理すべきである。</p>
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	<p>（指摘 119）</p> <p>保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。</p>
26 他団体の通帳を管理していないか。	△	<p>（意見 104）</p> <p>鍵付きロッカー内に，既に事業が終了した地域交流事業推進委員会名義の通帳があった。</p>
29 学校園の現場におけるガバナンスは機能しているか。	×	<p>（指摘 120）</p> <p>時間外勤務，休日勤務命令簿について，課長命令印が押印されていないものがいくつかあった。</p>

15 七区保育園

監査項目	判定	摘要
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	(指摘 121) 現金を、鍵付きロッカーに保管していたが、その都度かけていなかった。
	×	(指摘 122) 用品代、お米代、バス代など子どもから集金したお金は、預金口座に入れると利子がつくため、預金に入れないようにと本市から指導があったという理由で、業者に支払うまで約10日間現金で保管していた。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 123) 保護者会費を徴収する主体は保育園であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか。	△	(意見 105) 保護者会から、加湿器(3,758円)と絵本(92冊, 95,800円)の寄附を受けていた。

第4 小学校（合計23校）

1 中山小学校

監査項目	判定	摘要
1 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か。	△	（意見 106） 平成26年度末時点で、未収金が発生していた。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	（指摘 124） PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
15 教頭会計等の特別な会計を有していないか。	×	（指摘 125） 一定額の教頭会計があった。 婦人バレーからの寄付や、体協からの御祝儀や人権擁護委員からの御礼が原資であった。 シルバー人材センターから剪定に来る人にお茶菓子を購入していた。 かかる不透明な財布代わりの会計はやめるべきである。
28 情報管理は適正か。	×	（指摘 126） 個人情報持出記録簿において、持ち出し目的が分からない書式になっていた。

2 御南小学校

監査項目	判定	摘要
1 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か。	△	<p>(意見 107)</p> <p>未収金が発生していた。 事務負担が大きいため、児童手当を直接預かって天引きすべきである。</p>
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	<p>(指摘 127)</p> <p>PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。</p>
29 学校園の現場におけるガバナンスは機能しているか。	△	<p>(意見 108)</p> <p>校務支援システムにより、紙媒体の資料が電子化されたことで、かえって現場の負担が増えているとのことであった。 また、通知表の印刷などは、特定の時期に集中してプリンターを使用するため、事務負担だけでなく、プリンターが頻繁に壊れる原因となっていた。 校務支援システムについて、現場の負担感のない便利な運用方法を検討すべきである。</p>

3 鯉山小学校

監査項目	判定	摘要
2 小・中学校において、給食費の管理は適正か。	×	(指摘 128) 決算書に滞納金の額が反映されておらず、実際には、滞納金があるのに、滞納金の項目が0円になっていた。この理由として、未収があるにも関わらず、滞納している人物が他の保護者に事実上知られてしまうため、教育的配慮から0円に敢えてしているということであった。決算書としては、実態と異なるものを作成していることになるので、対応を考えるべきである。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 129) PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
18 学校において、修学旅行、学校指定物品の購入等は適正になされているか。	△	(意見 109) 選定委員会には、保護者代表者は参加していなかったが、長く使う比較的高い物品(絵の具セット等)については、PTA役員を呼んで意見を聞くなどしていた。

4 岡南小学校

監査項目	判定	摘要
1 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か。	△	(意見 110) 未収金が発生していた。
2 小・中学校において、給食費の管理は適正か。	×	(指摘 130) 担任が給食費徴収原簿とは別に徴収日などを記入し、学期末にパソコン入力して印刷し、原簿に貼っていく方法をとっていた。

3 保護者負担金（給食費を除く。）の徴収は適正か。	△	（意見 111） 教材費について、未収金が発生していた。
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	（指摘 131） 学年費は、担任が児童名簿に徴収日などを記入して管理していた。出納簿を作成すべきである。
8 保護者負担金を、校長、園長等が立て替えていないか。	×	（指摘 132） 教材費を、教頭がポケットマネーで立て替えていたが、このようなことはやめるべきである。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	（指摘 133） PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
17 学校において、学校徴収金の調査研究機関は適正に開催されているか。	×	（指摘 134） 開催されていなかったため、開催すべきである。
26 他団体の通帳を管理していないか。	×	（指摘 135） 育成連絡協議会、交対協及び同窓会の通帳を預かっていた。

5 石井小学校

監査項目	判定	摘要
1 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か。	×	（指摘 136） 給食費の徴収記録について、徴収日ごと、及び遅れていた支払分等に分けた記録になっており、児童ごとの徴収日の記載がなされていなかった。
3 保護者負担金（給食費を除く。）の徴収は適正か。	△	（意見 112） 学年会計を無理に繰越 0 円にしていた。

5 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか。	×	(指摘 137) PTA 会費について、領収書は整理されていたものの、宛名が記載されていないものがあった。
	×	(指摘 138) 領収書が学年会計綴と校外行事会計綴のファイルに別々に分けて整理されていたが、1つのファイルに綴るべきである。
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	(指摘 139) 教材費について、まとまった額になるまで現金で保管していた。 徴収の都度、金融機関に入金すべきである。
	×	(指摘 140) PTA で用いるプリンタの修理費について、平成 26 年 10 月 14 日に PTA 会費の通帳から引き出しているが、支払いは平成 27 年 1 月 21 日になっている。支払っていないとの思い込みから、平成 27 年 1 月 21 日にも修理代相当額を通帳から引き出し、その後、支払っていたことに気づき、この金銭を通帳に戻している。 戻したのが平成 27 年 4 月 6 日であり、現金は金庫の中で 3 か月未処理のままであった。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 141) PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

6 清輝小学校

監査項目	判定	摘要
1 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か。	△	(意見 113) 未収金が発生していた。
5 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか。	×	(指摘 142) 校納金について、一部の領収書の宛名が記載されていなかった。
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	(指摘 143) 学年会計について、通帳を作成しておらず、すべて現金で金庫に保管していた。
	×	(指摘 144) 落とし物の現金が保管されていたが、遺失物として警察に届出るべきである。
8 保護者負担金について、校長、園長等が立て替えていないか。	△	(意見 114) 宿泊研修に転校児童が参加するかどうかの確認ができていなかったが、参加するものとしてその費用を教頭が立て替えていた。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 145) PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
16 学校園において、学校園指定物品について、学校園が代金を徴収、管理していないか。	×	(指摘 146) 学校を介して業者に代金を渡す場合があった。
28 情報管理は適正か。	×	(指摘 147) 一部、USB メモリの返却時期が分からないものがあった。

7 竹枝小学校

監査項目	判定	摘要
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	（指摘 148） 学校徴収金について、児童ごとの集金日や金額などがわかる帳簿はなかったので、作成すべきである。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	（指摘 149） PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったので、作成すべきである。

8 牧石小学校

監査項目	判定	摘要
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	（指摘 150） 平成 26 年度までは、文具費については、決算書にあたる会計報告を作成していたが、教材費については、内訳を学年便りで保護者へ報告しているだけで、会計報告を作成していなかったので、作成すべきである。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	（指摘 151） PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったので、作成すべきである。
16 学校園において、学校園指定物品について、学校園が代金を徴収、管理していないか。	×	（指摘 152） 平成 26 年度まで、学校が体操服代を預かって業者に支払っていた。
17 学校において、学校徴収金の調査研究機関は適正に開催されているか。	×	（指摘 153） 教材の選定委員会はあるが、保護者代表者は参加していなかった。

28 情報管理は適正か。	×	(指摘 154) 学校運営，特別支援関係で USB メモリを使用しており，鍵付きロッカーに保管していたが，特定の者しか使用しないという理由で利用記録簿は作成されていなかった。
29 学校園の現場におけるガバナンスは機能しているか。	△	(意見 115) 校務支援システムの導入により，事務負担が非常に増え，超過勤務が生じているとの意見があった。 校務支援システムについて，現場の負担感のない便利な運用方法を検討すべきである。

9 津島小学校

監査項目	判定	摘要
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 155) PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。

10 御野小学校

監査項目	判定	摘要
8 保護者負担金を，校長，園長等が立て替えていないか。	×	(指摘 156) 短期間ではあるが，立て替えていたことがあったが，このような立て替えはやめるべきである。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 157) PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。

11 岡山中央小学校

監査項目	判定	摘要
1 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か。	△	(意見 116) 給食費の未収金が発生していた。
3 保護者負担金（給食費を除く。）の徴収は適正か。	△	(意見 117) PTA 会費で未収金が発生していた。
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	(指摘 158) 給食費・PTA 会費（同時に徴収している。）の徴収簿につき、平成26年6月頃まで、いつ生徒から領収したかが分からないものがあった。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 159) PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
20 施設使用料等の不明確な金銭を徴収していないか。	×	(指摘 160) 行政財産使用許可の書類が見当たらず、申請漏れがあった。
28 情報管理は適正か。	×	(指摘 161) 個人情報持出記録簿につき、一部、返却日が記載されていないものがあった。

12 横井小学校

監査項目	判定	摘要
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	<p>（指摘 162）</p> <p>学級費については、クラスごとの通帳はなく、学年ごとに1つの通帳で管理していたが、クラスごとに管理すべきである。</p>
	×	<p>（指摘 163）</p> <p>物品の購入については、学期末（1学期のものは7月末～8月初め、2学期のものは12月）にまとめて支払っていた。</p> <p>その際、学年会計の通帳から、各クラスの学級費分を出金して支払うが、その余りについては、再び口座に入金していなかった。</p> <p>そのため、帳簿上は、残金が繰越金として処理されていたが、実際に残金がどのようなになっているのかは不明であった。</p> <p>入出金ごとに通帳で管理すべきである。</p>
	×	<p>（指摘 164）</p> <p>ホームセンター等での物品の購入についても、学期末にまとめて精算していた。そのため、学期初めに担任が物品を購入した場合、学期末までの間、担任が立て替えていることになる。</p> <p>その間、立て替えた担任が領収書を自分で保管しており、紛失した場合は、事実上、支払いを受けられないということであった。</p> <p>物品の購入の度、精算をすべきである。</p>
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	<p>（指摘 165）</p> <p>金庫の中に個人が一時的に保管した現金があった。</p>
	×	<p>（指摘 166）</p> <p>徴収した現金は毎日金融機関に入金していたものの、購買事務員が校納金等を金融機関に入金することもあった。</p>

9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 167) PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。
17 学校において，学校徴収金の調査研究機関は適正に開催されているか。	×	(指摘 168) 平成 26 年度は保護者代表者は参加していなかった。

13 旭操小学校

監査項目	判定	摘要
3 保護者負担金（給食費を除く。）の徴収は適正か。	×	(指摘 169) 平成 24 年度以前の未収金の管理がきちんできていなかった。平成 25 年度に現在の事務担当者として教頭が残った書類を元に帳簿を見直し，教頭が督促したが保護者から既に支払ったと言われたり，連絡が取れなかったりした。管理職が反省し，記録に確証がもてるどころだけ回収して，平成 25 年度からは帳簿をきちんとするように改めたが，支払いはなく結果的に放棄したことになっていた。
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	(指摘 170) 口座引き落としができなかった保護者は，後日現金で徴収することになっているが，保護者が口座振り込みを望む場合，校納金とは関係のない口座（職員会の口座）に振り込んでもらう処理をしていた。
5 保護者負担金について，納品書，請求書，領収書等の記載は適正になされているか。	×	(指摘 171) 支払伺い及び領収書に，領収した人の氏名，印，日付の欄があるが，全く記入されておらず空欄のままのものがあつた。

8 保護者負担金を，校長，園長等が立て替えていないか。	×	(指摘 172) 6年生の校納金が未納で処理できないと管理職に相談があった。卒業式に支払うとの約束だったので，担任の事務処理が滞ることを避けるため，校長が年度内に処理しようとして判断し一定額を立て替えていたが，このようなことはやめるべきである。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 173) PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。

14 宇野小学校

監査項目	判定	摘要
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	(指摘 174) 学年費について，集金後は管理職が管理する金庫に一時保管し，なるべくすぐに支払うようにしているものの，預金口座自体はなく，すべて現金管理をしていた。通帳で管理すべきである。
	×	(指摘 175) 決算書にあたる会計報告書，領収書の綴り及び学期ごとに収支の状況を記録した一覧表はあったが，一覧表のみでは出納簿としての要件に欠けていた。 金庫には現金とともに，手書きの出納簿にあたる用紙が保管されていたが，これをまとめたファイルなどはなく，あくまで各担任の手控えのようなものであった。 出納簿を作成すべきである。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 176) PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。

17 学校において、学校徴収金の調査研究機関は適正に開催されているか。	×	(指摘 177) 保護者代表者は参加していなかった。
-------------------------------------	---	-------------------------------

15 平井小学校

監査項目	判定	摘要
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	(指摘 178) 学年会計の会計報告には、補助教材を除いた用紙代等の徴収額と支出額のみが記載されており、補助教材については会計報告がなされていなかった。 補助教材については、「学年だより」に教材の代金を記載し、その金額を徴収しているので会計報告には入れないとのことであった。 会計報告は本来、すべてのお金の動きを明らかにすべきものであり、補助教材についても会計報告に入れるべきである。
8 保護者負担金を、校長、園長等が立て替えていないか。	×	(指摘 179) 教頭が自己資金で立て替え資金を用意し、帳簿をつけて管理しており、未収金の立て替えが常態化していたが、このようなことはやめるべきである。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 180) PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

16 富山小学校

監査項目	判定	摘要
1 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か。	△	(意見 118) 給食費の未収金が発生していた。
3 保護者負担金（給食費を除く。）の徴収は適正か。	△	(意見 119) 平成25年度以降、毎年、教材費の未収金が発生していた。校納金の未納金問題に多くの労力を要し、年々その度合いが増しているため、行政上の支援を考えるべきである。
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	(指摘 181) 集金について、全員分が集まってから金融機関に入金するため、現金で一定期間保管されていた。
	×	(指摘 182) 教頭会計につき、一部の現金は、通帳に入金せずに現金のまま金庫に保管していた。
	×	(指摘 183) 生徒が拾ってきたお金を保管しており、数年間分たまっていた。 小銭が中心であり、多額ではないものの、不明金であることには変わりないため、遺失物として警察に届け出るべきである。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 184) PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

15 教頭会計等の特別な会計を有していないか。	×	<p>(指摘 185)</p> <p>教頭会計があった。</p> <p>原資は，入学式や卒業式等の祝儀である。</p> <p>教頭会計は，通帳以外にも現金で金庫に保管していた。</p> <p>教頭会計からは，蜂よけスプレー，祝金と生花，ガラス代等を支出していた。</p> <p>かかる不透明な会計はやめるべきである。</p>
-------------------------	---	--

17 可知小学校

監査項目	判定	摘要
1 小・中学校において，給食費の徴収，支出は適正か。	△	<p>(意見 120)</p> <p>給食費の未収金が発生していた。</p> <p>また，転校したことで集金することができなくなったため，平成25年度に一定額の未収金を放棄していた。</p>
3 保護者負担金（給食費を除く。）の徴収は適正か。	△	<p>(意見 121)</p> <p>学年会計で，未収金が発生していた。</p> <p>また，転校したことで集金することができなくなったため，平成25年度に未収金を放棄していた。</p>
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	<p>(指摘 186)</p> <p>領収書の宛名が「上様」となっているものがあった。</p>
5 保護者負担金について，納品書，請求書，領収書等の記載は適正になされているか。	×	<p>(指摘 187)</p> <p>給食費の領収書宛名が「上様」となっているものがあった。</p>
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	<p>(指摘 188)</p> <p>PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。</p>

15 教頭会計等の特別な会計を有していないか。	×	<p>(指摘 189)</p> <p>平成26年4月1日現在で、一定額の教頭会計があった。もともとどのようなお金だったのか不明であるが、校長いわく、昔にいただいた御祝儀のようなものではないかとのことであった。遅れて集金した児童のお金をこの通帳に一時保管する、ボランティアへのお菓子代として支出する、平成24年12月12日に当時の校長からなぜか入金があるなど、不透明な入出金があった。かかる不透明な会計はやめるべきである。</p>
26 他団体の通帳を管理していないか。	×	<p>(指摘 190)</p> <p>地域の子供を支援する団体が行う補助金申請に関する事務処理を教頭が行っていたが、管理リスクがあるのでやめるべきである。</p>

18 太伯小学校

監査項目	判定	摘要
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	<p>(指摘 191)</p> <p>PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。</p>

19 芳田小学校

監査項目	判定	摘要
2 小・中学校において、給食費の管理は適正か。	×	(指摘 192) 監査はなされていなかったため、行うべきである。
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	(指摘 193) 監査はなされていなかったため、行うべきである。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 194) PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
28 情報管理は適正か。	×	(指摘 195) 学校で USB メモリを管理しておらず、教職員は個人の USB メモリを使用していた。

20 福浜小学校

監査項目	判定	摘要
3 保護者負担金（給食費を除く。）の徴収は適正か。	△	(意見 122) 平成 26 年度の校納金の未収金及び過年度の未収金が発生していた。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 196) PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

21 第三藤田小学校

監査項目	判定	摘要
28 情報管理は適正か。	×	(指摘 197) 20個以上のUSBメモリが耐火書庫で保管されていた。情報管理簿があるものの、全てのUSBメモリが管理対象となっておらず、情報漏洩の危険があるので使用状況が把握できるよう、厳重な管理を行うべきである。

22 芳明小学校

監査項目	判定	摘要
6 現金の収入と管理方法は適正か。	△	(意見 123) 夏祭り、秋祭り等に校長等の学校関係者が出席した際にPTA宛ての謝礼を預かっていた。芳明小学校では、謝礼はPTAに渡しているが、直接PTAが受け取るべきであり、校長は現金收受のリスクがあることを踏まえ、現金は預からないようにすべきである。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 198) PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

23 箕島小学校

監査項目	判定	摘要
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 199) PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

第5 中学校（合計11校）

個別監査項目30は除く。

1 中山中学校

監査項目	判定	摘要
1 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か。	△	（意見 124） 給食費の未収金が発生していた。 督促手続は行われており、督促状の写しが保管されていた。
3 保護者負担金（給食費を除く。）の徴収は適正か。	△	（意見 125） 教材費及び生徒会費について、それぞれ未収金が発生していた。 督促手続は行われており、督促状の写しが保管されていた。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	（指摘 200） PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書は作成していなかったため、作成すべきである。

2 高松中学校

監査項目	判定	摘要
1 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か。	×	（指摘 201） 給食費の未納が発生していた。 卒業者に対しては督促をしていなかったため、督促を行うべきである。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	（指摘 202） PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書は作成していなかったため、作成すべきである。

3 御南中学校

監査項目	判定	摘要
3 保護者負担金（給食費を除く。）の徴収は適正か。	×	（指摘 203） 23年度以前の未収金のデータを消していた。
	△	（意見 126） 給食費の繰越が200万円を超えていた。 繰越額についての基準を設けるべきである。
5 保護者負担について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか。	×	（指摘 204） 部活動育成会費において、領収書に但し書きや宛先のないものがあった。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	（指摘 205） PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
13 公費で購入すべきものをPTA会費又は保護者会費で購入していないか。	△	（意見 127） 図書委員会費でソファを買っていた。
15 教頭会計等の特別な会計を有していないか。	×	（指摘 206） 部活動育成会費で全国大会参加費以外の支出があった。 部活動育成会費の支出の適正化を図るべきである。

4 岡山後楽館中学校

監査項目	判定	摘要
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	（指摘 207） 平成26年7月25日付けで、「事務室プリンタ下机から出てきたもの」という出所不明な一円玉が多数入った小箱が金庫に保管されていた。

9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 208) PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。
17 学校において，学校徴収金の調査研究機関は適正に開催されているか。	×	(指摘 209) 開催されていなかったため，開催すべきである。

5 御津中学校

監査項目	判定	摘要
3 保護者負担金（給食費を除く。）の徴収は適正か。	×	(指摘 210) 学校園徴収金について，いつ督促状を送付したかなどについての記録はなかった。
8 保護者負担金を，校長，園長等が立て替えていないか。	×	(指摘 211) 給食費について，平成 25 年 4 月 8 日に，前校長が給食センターへ一定額を立て替えて支払っていた。 しかし，このような事態は異常だと考え，すぐに未納者への督促を開始したところ，回収することができたので，平成 26 年 3 月 27 日に，前校長が立て替えた分のうち，一定額を返還していた。 平成 27 年 3 月 30 日時点で，給食費の繰越金が一定額発生しており，そのうち一定額は，前校長へ返還する予定で，残りはおそらく過去の校長が給食費の未納を立て替えた分の一部であると推認される。 以上のとおり，立て替え処理は金銭の流れを不透明にするので，やめるべきである。
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 212) PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。

23 備品の管理は適正か。	×	(指摘 213) 備品台帳には、三味線が3棹登録されていたが、実際には、少なくとも7棹の三味線が存在しており、壊れているものも含むと、全部で約12棹存在していた。 備品の管理を適正に行うべきである。
	×	(指摘 214) コントラバスがあったが、備品台帳に登録されていなかった。 備品の管理を適正に行うべきである。
	×	(指摘 215) 平成13年頃に購入しているデジタルカメラが2台登録されており、全く使用されていなかった。 使用できなくなったものは廃棄すべきである。
26 他団体の通帳を管理していないか。	×	(指摘 216) 育成協と安全パトロール隊の事務局として通帳を管理していたが、管理リスクがあるので、適正な管理をするため、関係者、関係機関で協議をすべきである。

6 高島中学校

監査項目	判定	摘要
1 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か。	△	(意見 128) 給食費の未納が発生していた。
4 保護者負担金(給食費を除く。)の管理は適正か。	×	(指摘 217) 生徒会のみ、他会計とは別に管理していた。 決算書は作成されているものの、領収書等の半分は綴られておらず、会計監査を受けていなかった。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 218) PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

28 情報管理は適正か。	×	(指摘 219) ノートパソコンに、USBメモリが3本接続されており、情報管理としては非常にリスクが高いといわざるを得ない。 USBメモリの使用許可と管理簿の作成を徹底すべきである。
--------------	---	---

7 山南中学校

監査項目	判定	摘要
5 保護者負担金について、納品書、請求書、領収書等の記載は適正になされているか。	×	(指摘 220) 支払伺伝票に日付を入れる欄がなく、日付が全く記入されていない。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 221) PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

8 西大寺中学校

監査項目	判定	摘要
1 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か。	×	(指摘 222) 給食費の未収金が発生していた。 徴収簿へのチェックと領収書の発行により、未収の管理は概ねできていたが、一定数の滞納者がいたため、未収金の管理台帳を作成すべきである。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 223) PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。

9 灘崎中学校

監査項目	判定	摘要
4 保護者負担金（給食費を除く。）の管理は適正か。	×	<p>（指摘 224）</p> <p>教材費については，3年生の3学期には残額が出ないように注意していたが，平成26年度は端数が生じ，少額余っていた。</p> <p>3年生の教材費の口座は，卒業に際して解約するため，残額は，他の口座に移していた。</p> <p>この口座は，給食費などに未収が生じたときに，一時的に立て替えるために使っていたが，かかる不透明な口座を作ること，処理することはやめるべきである。</p>
5 保護者負担金について，納品書，請求書，領収書等の記載は適正になされているか。	×	<p>（指摘 225）</p> <p>タクシー代の領収書に明細の記載がないものがあった。</p>
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	<p>（指摘 226）</p> <p>PTA会費を徴収する主体は学校であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。</p>
27 学校において，就学援助の預かり，充当処理は適正になされているか。	×	<p>（指摘 227）</p> <p>就学援助の預りがあり，銀行のそれぞれの学年の口座で管理していたが，出納簿も作成すべきである。</p>

10 妹尾中学校

監査項目	判定	摘要
1 小・中学校において、給食費の徴収、支出は適正か。	×	(指摘 228) 平成26年度に、最後まで給食費を未納のまま卒業した生徒がおり、未納の給食費については、他の生徒が支払っている給食費から補っていた。
6 現金の収入と管理方法は適正か。	×	(指摘 229) 金庫には、滞納金の充当に充てるため、長期間封筒で保管している現金が複数あった。
9 学校園がPTA会費又は保護者会費の徴収、管理等を行っている場合、PTA等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	(指摘 230) PTA会費を徴収する主体は学校であるものの、委任契約書を作成していなかったため、作成すべきである。
16 学校園において、学校園指定物品について、学校園が代金を徴収、管理していないか。	×	(指摘 231) 修学旅行費について、保護者から直接業者に渡す形ではなく、一度学校で集金して業者に渡す方式をとっていた。

11 芳田中学校

監査項目	判定	摘要
3 保護者負担金（給食費を除く。）の徴収は適正か。	△	<p>（意見 129）</p> <p>生徒会会計の残高が平成27年3月31日現在，平成26年度の支出額より多くなっていた。</p> <p>増加したのは，平成23年度から平成25年度までで，生徒会費の用途が限られているため支出が少なかったことが要因となっている。監査対象年度の平成26年度は増加していない。</p> <p>生徒会費を一時的に徴収しないか，生徒に返金する等の措置を取り保護者の負担を軽減する必要がある。</p> <p>繰越額についても基準を設けるべきである。</p>
	△	<p>（意見 130）</p> <p>学校校納金の通帳に平成27年3月31日現在，累積した利子残高が見られた。</p> <p>学校校納金の利子の取扱いについて，市全体で明確にし，利子残高が累積しないようにする必要がある。</p> <p>公金なら本市のお金だが，校納金は準公金で，保護者のお金といえなくもない。</p> <p>生徒のために使用すべきか，保護者に返金すべきか，利子の取扱基準を明確にすべきである。</p>
9 学校園が PTA 会費又は保護者会費の徴収，管理等を行っている場合，PTA 等と事務処理等の委任契約書を作成しているか。	×	<p>（指摘 232）</p> <p>PTA 会費を徴収する主体は学校であるものの，委任契約書を作成していなかったため，作成すべきである。</p>
25 郵券の管理は適正か。	×	<p>（指摘 233）</p> <p>全校共通であるが，使用ごとに残数の記載欄がなく，残数管理が困難になっていた。</p> <p>残数をきちんと記載すべきである。</p>

28 情報管理は適正か。	×	(指摘 234) USB メモリは 1 本あり，事務職員が使用したが，利用許可申請書を提出した後，1 回の使用なので利用記録簿は作成していなかった。
29 学校園の現場におけるガバナンスは機能しているか。	×	(指摘 235) クレームの経緯等を記録していなかった。

第 6 私立保育園，私立幼稚園

私立保育園に対する補助金，委託費，本市の私立保育園に対する関与，私立幼稚園に対する補助金については，前述のとおりである。